

名桜大学環太平洋地域文化研究所 学際的共同プロジェクト研究助成採択内規

(趣旨)

第1条 名桜大学環太平洋地域文化研究所は、所員の研究活動と外部研究資金獲得準備への支援を主たる目的として、所員が申請する研究計画に対し研究助成を行う。

(助成対象及び助成額)

第2条 この助成制度の対象者は、研究所所員とする。また、特定研究の代表者は、学際的项目研究に代表者として応募することができない。

2 研究1件当りの助成金額は年間100万円を限度とする。

(選考)

第3条 所員から助成申請された研究計画の審査は、環太平洋地域文化研究所運営委員による無記名の採点によって行い、教育研究審議会で決定する。必要に応じて所長が関連分野の研究者に諮問を求めることができる。この際、採点者が申請者を特定できないように配慮する。また、運営委員自身が研究助成を申請している場合（共同研究者となっている場合を含む）は、その運営委員は当該研究計画の採点を行わない。

2 採点は以下の8項目について各6点満点で行う。また、採点の他、各項目に関してコメントを付記することができる。

- (1) 研究目的（研究目的が明確に説明されているか）
- (2) 研究の貢献度（科学の発展、人類の福祉、または大学および地域の発展に貢献できるか）
- (3) 研究計画・方法（実現可能な研究計画が適正に立てられているか）
- (4) 研究経費の明細（目的の達成に向けた適正な使途か）
- (5) 10万円以上の備品を必要とする場合（研究申請の段階でその必要性について説明を要する）
- (6) 外部資金獲得の研究計画に繋げやすいか（外部資金獲得に向けた萌芽的基礎研究か）
- (7) 研究の学際性（ひとつの専門分野に拘らず複数の専門分野に跨る研究か）
- (8) 外部研究者との連携度

3 各研究計画について、各項目への各採点者による採点のうち最高点と最低点を除外したものから項目ごとの平均得点を算出し、それらを合計する。この合計得点の最も高い研究計画から順に採択する。

(採択後の条件)

第4条 採択された場合は、必ず科学研究費に申請すること。

2 研究成果報告書を翌年度4月第2週までに提出すること。報告書には研究計画達成度および研究費執行の適切性についての評価も含めて記載する。

(助成金の執行)

第5条 研究計画が採択された所員は、原則として助成年度の9月末日までに助成金額の20%以上を執行しなければならない。また、経費の使途については名桜大学個人研究費の手続きに関する内規に準ずる。

2 当初の研究計画に予定されていない研究費の執行については、その根拠を明示し研究所長の承認を得なければならない。

(研究の成果発表及び公表)

第6条 助成を受けた研究による成果については助成翌年度の環太平洋地域文化研究所研究発表会で発表し、同研究所紀要に助成期間終了後2年以内に投稿しなければならない。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、環太平洋地域文化研究所運営委員会で審議し、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成25年1月21日より適用する。

附 則

この内規は、平成25年11月27日より適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この内規は、平成29年5月24日より適用する。

附 則

この規則は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。